

○危機対策資金（危機関連）

区 分	融 資 条 件
融資の対象者	平成30年7月豪雨の影響で売上高等が減少していることにより、市町長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）の認定を受けた中小企業者（特定中小企業者）
対象地域	岡山市、倉敷市、総社市、高梁市、浅口市、早島町 ※令和元年7月12日以降認定申請分
資金使途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）
融資限度額	危機対策資金（知事特認）との合計で 8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.15%以内
責任共有制度	対象外
保証料率	無 料（県負担と県信用保証協会の独自割引による）（注）
担保・保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによる
信用保証	保証付き
取扱金融機関	中国銀行、トマト銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、もみじ銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、四国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、西日本シティ銀行、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、津山信用金庫、水島信用金庫、備北信用金庫、日生信用金庫、吉備信用金庫、備前信用金庫、倉吉信用金庫、笠岡信用組合、商工組合中央金庫
申込手続き	融資を受けようとする中小企業者は、市町長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受け、原則として取扱金融機関を経由して岡山県信用保証協会へ申し込む。

- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号による地域指定の期間（R1.7.12 現在）
平成30年7月5日～令和元年10月11日

（注）既往借入金の決済条件付き保証の場合は、県負担を除く保証料率とする。

ただし、今回の災害で中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受け、平成30年7月31日までの保証承諾によりこの資金を借り入れた者が、その借入残高を決済する条件付きで保証を受ける場合は無料。